

[事案 2019-103] 新契約無効請求

・令和元年 12 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 3 月に乗合代理店を通じて契約した外貨建変額保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約後 5 年で払済保険に変更することを前提に契約したが、払済保険にすることで運用の元本が既払込保険料を大きく下回ること、および解約控除があることの説明がなかった。
- (2) 保険料一時払いの商品を希望したが、ないと説明された。また、死亡保障はいらないと伝えたが、死亡保障が付加されていない商品はないと説明された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書を用いて、解約控除を含むデメリットについて説明している。
- (2) 申立人は一時払年金保険を希望していたが、募集人が所属する代理店ではその取扱いがなかったため、その旨を伝え、他の貯蓄性のある商品として保険料月払いの本契約と他社の円建終身保険を提案し、両契約の加入に至った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったり、誤ったりしていたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。